

第五十五回国会 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和四十二年六月二十二日(木曜日)
午前十時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 實雄君
小林 章君
西郷吉之助君
塩見 俊二君
西田 信一君
林屋亀次郎君
戸田 菊雄君
野上 元君
二宮 文造君
須藤 五郎君

国務大臣

大蔵大臣

水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官 米田 正文君
大蔵省関税局長 谷川 宏君
国税庁長官 泉 美之松君
事務局側 常任委員会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○通關業法案(内閣提出)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

通關業法案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件、以上兩案を一括議題として、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須藤五郎君 二十日の当委員会、私が品川税関埠頭の録音盗聴事件が起つた問題につきまして谷川局長に質問しました。そのとき谷川局長は、よく調べましてお答えいたしますという事だつたと思ひますので、あなたが調べた報告を受けたと思ひます。

○政府委員(谷川宏君) 東京税関の本館の統計課において起りました事柄でございます。統計課の上席の職員が、テープを使いまして、その統計課内における職場の雰囲気や個人的な意思でテープに録音をしておりましたことは事実でございます。ただ、これは個人的な意思で録音をしたものでございまして、また前回私が官の録音機であるという推測をいたしましたけれども、調べましたところ、これは録音をとつた本人の個人的な私物でございまして、全く個人の意思で録音をしていたのでございまして、すなわち、もちろん税関長は課長、係長の指図に従つて録音をとつたものではございません。したがって、先般お尋ねのように、当局が労働組合の情勢を探知するために録音をとらせたとすることは毛頭ないわけでございます。

それでは、何のためにそういうことを一職員が行なつたかということでございますが、それにつきましては、私どもの税関の職場が外部の国民と接する機会が非常に多い職場でございます。ことに外国の方とときどきお見えになるので、職場の秩序維持ということについては細心の注意を払ひまして、税関長はじめ全職員が整然たる職場で明朗に仕事をすることにより努力をいたしておるわけでございますけれども、たまたま各税関におきましてそういうような努力が実行されない場合があるわけでございます。東京税関の統計課の職場におきまして、統計課長、係長が常日ごろ職場の秩序維持につきましては努力をしておるわけでございますが、私が調べたところによりまして、統計課の職場におきましては、再三にわたりました、勤務時間中雑談をいたしたり、職務を平靜に行なうことができないような状態になるようなことがあつたわけでございます。その統計課に属する一職員が、それではないけれども、お互いに反省をしようじゃないかということ、再三にわたりました、そういう平靜に職務遂行していかない同僚職員に対して、口頭で同僚として注意を与えたわけでありまして、なかなか聞き入れません。かえつて何を言ふかというやうなことを言われるというので、平素から職場の秩序の確立につきました、その職員は非常に真剣に考え努力していただけてございまして、また課長、係長にもそのことを報告し、また課長、係長も、職場の秩序の維持につきましては、そういう喧嘩にわたる言動をする職員に対しては、しよつちやう注意を与えていただけてございまして、なかなか改善されないというので、当人が個人的に持つておりました録音機を使いまして、お互いに反省の機会を持つという意圖のもとに、その職場の空気の一場面を録音していた。ところが、それをたまたま時間外におきましてとつた録音を聞いておりましたところ、労働組合の者に渡したということが事実であります。

これは何のために渡したかといふと、そういう職場の空気を労働組合の幹部の人にも知ってもらいたい、そしてお互いにこういうことがあつちやならないということ、直そうということで渡したのであります。職場のそういう空気の改善につとめることが管理者の当然の責務でございます。管理者みずからが断固としてそういう職場の秩序を守る決意を固めて実行しなければならぬのであります。またまた正義感の旺盛な一職員が、お互いに同僚として改めようじゃないかということの材料として録音をとつたというのでございまして、今後はそういう職員にまかせないで、管理者の責任においてそういう職場の秩序維持を確立するということで私は努力をいたしたい、こういうふうに思ひます。

○須藤五郎君 非常に考えられた答弁だと思ひますが、それはあなたの考えたことではないかもしれなけれども、現場からそういう報告、言いわけが来て、それをあなたがしているのだらうと思ひますが、いまあなたの報告を受け取つても、ぼくはやはり暗いものを感じるわけですよ。あそここの職場にはテープレコーダーというのはこれまでなかったのです。それで、一度も使つたことがないのです。それがテープレコーダーを使う必要のないところで何で個人的に使つたか。数日前に買ったというこゝもいわれているのです。したのかといふことについては、やはり行動の裏に暗い影があるといふことはこれはもう否定できないと思ひます。もしもそういうやうな執務中やかましくて困るというならばですね、何でもそのときに課長なり係長は口頭で注意をしないの

か。ぼくはそのほうが明るいと思うんです。しゃべっちゃいかぬとか言うべきだ。それを、机の中に隠しておいて、そして自分の留守中に部下がどういうことをしゃべっているかということ、単に喧嘩にわたるということじゃなしに、レコードをするということはその内容を知ることです。しゃべっていることの内容を知ることなんです。だから、これは明らかにスパイ行為だと私は思うんです。それはあなたはいまいいこと言いわけをなすつても、やはりあなたの言いわけの裏にも暗い影があるというこはいいなむことはできない。否定できないです。私は聞いておつて、やはり暗いんですよ。その影がありますよ。ですから、そういう疑惑を受けるようなこと、スパイ行為という疑惑を受けるようなことは、ぼくはせぬほうがいいと思う。もう堂々と、部下がやましかつたら、やましかつたら静かにしなさいと注意を与えるべきですね。そうすべきものだ。

かりにテープにしたとしますか。それなら、何も課長、係長三人でひそかに聞くということじゃなしに、みんなを集めて、テープにとつたらどうなんだ、これほど喧嘩にわたるんだから君たちも注意してくれらうだということ、塚本さんがみんなの前でやるべきだ。それを係長や課長の前でやって、こういう状態ですということは、これは上司に対して自分の同僚を売り渡すことじゃないですか。かりに喧嘩であつたとしても、そういうことをする前に同僚なら同僚らしくお互いに注意することがいいのです。まず第一に同僚に注意すればいい。テープに吹き込むというよりなそういうばかげたスパイ行為をやらないで、堂々と、お互いに慎しうじやないかと話し合つて、そしてやるべきことで、どうしてもこのテープにとつて、そして内容を残して、こういうことをやつておつたんですと、これはもう明らかにスパイ行為ですよ。こんなことはすべきことじゃない。だから、課長もこういうことを塚本君がやつたことは遺憾であるということを言つておるんですよ。

課長が遺憾であるということ言つておるといことは、一体どういうことなんですか、その意味は。

○政府委員(谷川宏君) 先ほど答弁したところに尽きるわけでございますけれども、録音をとりました職員が職場の秩序維持を同僚として見るに見かねて、これを改善しようという熱意にあふれた行為だと私は信じております。

で、遺憾ながら私どもの職場には二つの労働組合の対立がございます。私はこういうことをなくそうと努力をしておるわけでございますけれども、その録音をとつた職員も労働組合員でございます。決してその労働組合の対立のゆえにそういうことをとつたわけじゃないんでございますが、あくまで一国家公務員として、職場は平静な秩序ある職場でなければいけないという熱意をもつて同僚の説得に当たつたわけでございますが、たまに別の組合に属しているために、なかなか言うことを聞いてくれないということを平素から上司に漏らしていたような経緯もございます。私は、職場の中におきまして、そういう労働組合の対立が原因となつて、そういうような職場の秩序を乱すということがあつてはならないと思ひますが、今後とも私どもは、当局としては、そういうことのないように努力をしてみたいと思ひます。○須藤五郎君 それではですね、もう一言。こういうことのないように、再びこういうテープを使つたりなんかして疑惑を招くような行為をとらないように注意してくださいならば、それでぼくはおさまります。ただ、あなたがね、あくまでもテープレコーダーをとつてそういうことをすることが正しいことで、今後ともそういうことをやらすんだ、やつても差しつかえないんだと、こういう御意見だと、問題になるんですよ。(「個人がやつているならしやうがない」と呼ぶ者あり)個人がやつたつて、よくないことはよくないですよ。あなたがしゃべつておることを、ぼくがひそかにテープの下にテープを隠しておいてそれでやつたら、あなた、おさまりますか。

答えないかね、これは。

○委員長(竹中恒夫君) 次の発言、柴谷委員。

○柴谷委員 私がいまその問題について質問する。

須藤委員の質問している塚本君というのは、実は目黒に住んでおる。私の居住地のすぐそばにましてね、その子供も私の子供の行つておる田道小学校に通わせておる。たまたまこういう問題が起きたので、私のところに二回にわたつて電話をかけてきた。そこで私は、君のとつた態度はよくない、テープレコーダーを持ち込んで同僚の声をとつてどうしようとしたのか知らぬけれども、君の行為はよくない、今後注意しろということ言つておきました。そうしたら、以後気をつけます、こういうことになつておる。で、この点は須藤委員に私は伝えるべきであつたけれども、きょう質問があるから、質問の最終に私が伝えたい、こういうことで申し上げておく。で、実はこれは群馬に赴任をしておつたけれども、一年半ほど前に羽田に転任になつた、こういう履歴を持つたまじめな青年です。しかし、この行為自体はよくないから、これはあなたとしても、局長としても率直に認めて、須藤委員の意見には、注意をいたします、こういうことだけ答弁をするのが至当だと思います。私はこの点は塚本君に注意をしておきました。しかし、この青年は非常に純真な青年であるということだけはつけ加えて申し上げておく。そこで、続いて質問いたしたいと思つておるんですが、通関業法の一審問題点となるのは、やはり何といつても既存業者が心配をしておりますのは、専業にされるのか兼業がいろいろの問題が一つ、いいですか、私はまとめてこれを質問しますからね。港湾運送事業法との関係によつて免許をもらつております業者が、今度は通関業法によつて業務を行なうということになると、これは兼業になる。こういうことがいいのか、それとも専業にさせるのがいいのか、この点をひとつまず第一点として明らかにしたいです。

それから次は、免許基準が永久免許となつておるけれども、条件つきのもは一時免許になつておる。しかし、それは一時免許というものは、特にいろいろの問題があつて一時免許にしておるんだけれども、本質的には永久免許である、こういうことになる。その永久免許をおるす場合に、現在の業者には無条件で永久免許を下げるのか、それとも過去に罪過があるようなものは一時免許にするのか、その一時免許になるのは大体いま調べてある範囲ではどのくらいの率になつておるか、これが第二点。

それから、第三点としては、通関士試験の対象が営業者を除いて担当者及び従業者になつておるけれども、それでいいのかどうかという問題が第三点。

それから次は、試験の範囲と実施時期は大体いつごろか。特に通関士というものを試験によつてつくるといふことは、一つのねらいが陰にひそんでおるのではないかと、いふのは、実は天下りの人事を考へてはいないか、こういうこと。つまり、通関士試験を受けさせるけれども、合格者は一定限度に押えてしまつて、そして足らず目のところは天下りにその資格を持った人間を下げて、これを雇わなければ、おまえのところは条件が整わないのだから免許をしないのだというやうな、天下り人事をやるわらないかどうか、こういう問題。

まあもう二つくらいに分けて質問しますがね、以上この四点について、ひとつ明快な御答弁を願ひます。

その前に、須藤委員から質問のあつたことについて、局長が私の言つたやうな答弁をしてください。それを念のため。

○政府委員(谷川宏君) 東京税関の問題につきましては、私から税関長に對しまして、当該職員に對して、今後誤解を受けるやうなことをしないやうにということに十分注意をしたいと思います。それから次に、ただいまの御質問でございますが、通関業者として、将来専業という形態が望ましいのか、またそういうことが可能なかどうか、

従来のようにほとんど大部分のものが兼業であるという状態についてどう考えるかという御質問でございますが、この通関業者の仕事の性質が、たとえば公認会計士とか税理士のようなその仕事だけで営業をして成り立つには、まだまだその仕事の性質がそこまでいっていないというは事実であるかと思ひます。で、そういう通関業としての業態の性質からいまして、また仕事の関連が荷役でありますとか運送とかいう仕事の関連が非常に多い、物を輸出し輸入するというところでございますので、海上運送、陸上運送、あるいは倉庫の保管というものと密接に結びついていっている仕事でございます。で、税関に書類を提出する、あるいは検査を受けるというのも、すべていまのようない仕事と密接に関連してある重要な仕事でございます。で、したがって、港灣運送事業でありますとか、陸上運送事業、あるいは倉庫業との関連が非常に強いし、またそれらの仕事の事による収入のほうも、どちらかといへば非常に多いというところでございまして、将来とも兼業の形態が適している。また、そのためにそういうことになるであろうと思ひます。もちろん、兼業ではなくて、専業として絶対に成り立ち得ないということではございません。たとえば東京における航空貨物の税関貨物取り扱い業、一つの会社組織でやっておりますが、これは従来個人的な経営をしておりまして、話し合ひで統合しまして、つばな会社をつくり、もつぱら通関業を営んでおるわけで、非常に成績がよいわけでございまして、将来そういう形態のものは専業として成り立ち得るわけでございまして、将来私どもは通関業の発展のために、専業にいたしても、兼業にいたしても、十分経営が成り立つような配慮を加えて指導してまいりたい。

次に、免許の基準でございしますが、原則として、現在税関長の免許を受けております者は、新しい法律によりまして、原則として全員許可をすることにしてあります。新規の許可申請があつたもの

につきましては、本委員会にたびたび答弁しておられますように、一応の基準によつて選考するわけでございしますが、現在すでに税関長の免許を受けておる者につきましては、これを全部許可をするというたてまえにしております。ただ、その場合、例外といたしまして、過去たとえば一年以内において関税法等の違反を行なひまして業務停止等を受けた者につきましては、条件つきで免許する。また、地域のあるいは商品の種類によりまして、一定の地域だけあるいは特定の商品だけを扱うというものでございまして、通関士を置く必要がないというたてまえのもとにそういう条件をつくるというところでございしますが、その条件つきの許可をどの程度のものにするかということにつきましては、今後許可の申請を待つて処理をいたさない。現在の免許業者は大部分のものが永久許可になるという見通しでございまして、

それから次に、通関士の営業者を除いておるといふ点につきましては、通関業を営むという経営者の立場は必ずしも試験をしなくてもいいんじゃないか。経営者としての社会的な信用あるいは経営の基礎が確実であるという、経営者としての過去の経験が尊重されるべきであると思ひます。そういう方々が専門の技術的な処理能力を持つておるといふ通関士を一人以上雇用すれば、むしろ経営者はそういう者を雇用することによつて経営者としての健全な経営をいかにしてやるかということに頭を使うということが適当であろうということ、経営者自体については試験の必要がないというふうな考へておるわけであります。

また、通関士の国家試験をやることによりまして、たとえば税関職員試験合格者を通関業者に天下りさせるのではないかと御質問でございますが、私は絶対にそういうことがないということに確信しております。しかし、本人の能力によりまして、通関業者のほうからどうしても採用したいということはあると思ひますけれども、税関当局のほうとして元税関職員の試験合格者を

ぜひ採用してくれというようなことを言うことは絶対にないと思ひます。

それから、試験は、この法案が施行になりましたら、なるべく早い機会におきまして、本年度試験を実施してまいりたいと、こう思ひます。

○榮谷要君 次は、取り扱い料金の認可制度が最高料金をとっているわけですね。はたして最高料金が妥当であるか、私はやっぱり均一料金でいいかどうか、しかも業者間の自由にしていくような方法を考えたかどうか、こう思ひます。この点はどうか。これが第一点。それから次は、免許者団体が任意団体となつていながら、これを特殊法人化する考えはないのかどうか。この二点をまず伺つておきたい。

○政府委員(谷川宏君) 従来におきまして、税関貨物取り扱い人が受けるべき報酬につきましては、利用者の保護のためまえから、不当な料金を取るべきでないというふうな考え方のもとに、最高料金の定めをしておたわけでございまして、私も税関貨物取り扱い人の団体等という話の話し合ひ等をしたわけでございまして、その団体の幹部の中には、いまの御指摘の定額料金あるいは最低料金にしてほしいという希望のあつたことも承知しております。従来の最高料金制度において弊害が全然ないという過去の実績をも考えながら、また新しい法律のもとに私どもは通関業界の健全な発展を望むためにいろいろな手段を講じておるわけでございまして、一方におきまして、この通関業を利用する立場の商社等の方々の意見も十分聞きながら、従来の利用者保護のためまえ、それから通関業としての健全な経営が維持できるようにするために、一応いろいろな——通関業界にはいろいろな形態、規模がございまして、一応適正な金額としての最高料金をきめまして、あとは行政指導によりまして業界の経営が健全に維持できるように指導してまいりたいと思ひます。それから、免許者団体の法的な性格でございしますが、業界といふいろいろ相談をいたしました。法律による特殊法人にするということが適当かどうか

か、いろいろ再々にわたりまして慎重審議したわけでございしますが、現在のところはまだ特別法による特殊法人というところにはまだ機が熟しないという業界の判断でもございしますので、私どもは今後現在ありまする任意団体としての業者団体が基礎が固まつて、そして団体全体の空気として法律に基づく特殊法人にしてほしいというふうな機運になつた場合におきましては、その段階で慎重に検討したい、現在のところは要すれば民法による公益法人ということをやつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○榮谷要君 じゃ、最後に、この問題については条文的に須藤委員から詳細な質問が行なわれておりますので、私は重複を避けて、最後の問題の一つだけ御質問いたしたいと思ひますが、それはもう何といつても非常にむづかしい問題を取り扱つております税関職員のことですから、慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、こう思ひわけなんです。最近の動向ではなにも、数年前から、あなたが局長になられる前の問題だと思ひますけれども、従業員に対する当局の態度というものは非常に高圧的な、混乱的な、非常にまずい行政が行なわれたことは事実なんです。というのは、組合を分裂をさして、そしてまあ意のままになるような組合をつくり上げようというふうなことで、あなた二、三代前の局長がやられたことは私よく知つておるのです。当時私もまあその調査に当たつたことがあるのですが、あなたにはそういうことではないと思ひますが、どうかひとつ労働問題も理解をしなければならぬと思ひます。その立場を理解し合つて初めて、そこに正常な労使慣行というものがあるべきではないのです。いま問題として起きている事件が一、二件あるのじゃないか。たとえば独身寮の問題をめぐつて大阪方面に何か発生しているというふうなことも聞いておるわけです。こういう問題をひとつ円満裏に解決する御意思をお持ち合はせになつておられるか、また将来労使間の問題を誠意をもつて対処される、こういう考えであるかどうか、これを簡潔で

いいですけれども御答弁いただいて、私はこれで質問を終わりたいと思います。

○政府委員(谷川宏君) いま御指摘のように、私は、労使間の問題の処理にあたりましては、労使相互信頼ということが第一義的に非常に重要であると考えておりますし、相互信頼の上に立ちましてお互いに相手の立場を理解し合う。ただ、国家公務員でございますから、法律の範囲内においてものを処理するという立場を労働組合のほうでも尊重する、これは当然のことでございます。私も労働組合の健全な発展をこいねがっております。

なお、個別の問題はいろいろございますけれども、寮の管理の問題等につきましても、寮に入る職員の立場を十分に考えまして、円満に問題の解決に当たってまいりたいと、こう思います。

○野上元君 ちょっと関連して二、三質問させていただきます。税関貨物取扱人法というのは明治三十四年に制定されて、その後一回も改正なく今日まで至った。それを今回突如として通関業法に改正する決定的なフアクターは何ですか。

○政府委員(谷川宏君) 昨年の十月から、関税の納付方法につきまして申告納税制度が実行されたわけでございます。申告納税制度になりますと、従来と違ひまして、納税者が自分でその商品の対応する税額をきめ、そしてそれに基づいて納めるべき関税額を算定するということになるわけですが、従来これはすべて税関で行なっておりまして、今度は納税者のほうで自主申告というたてまえになりました。しかし、納税者自身がそういう手続をとるにはあまりにも技術的な問題が関税の問題には多いわけでございまして、従来からその間に立ちまして仕事をしておりました税関貨物取扱人、これの社会的な地位の向上、またそれがいまして、それに従事する職員の資質の向上ということが申告納税制度をとった場合に特別に必要なことになってございます。従来から、古い法律でございますから、たびたび新しい時代に即

応した形に改めたいという機運がございましたけれども、いま申したことが決定的な事情となりまして、今回の改正の運びになったわけでござい

○野上元君 関連質問ですから、あまり長く時間を取ろうとは思いませんので、簡単に質問したいと思ひますが、従来の税関貨物取扱人といふのが、新たに設けられる通関士との決定的な相違点といふのはどういふものですか。

○政府委員(谷川宏君) 税関貨物取扱人に対応するのは通関業者でございます。で、通関士と申しますのは、従来も税関貨物取扱人が雇用してある従業員があつたわけでございますが、その従業員に対しては、その資質の向上をはかり、また社会的な地位といふものを確立するため、国家試験を実施いたしまして通関士という名前をつけることになったわけでございます。

そこで、従来の税関貨物取扱人と通関業者との違いは、仕事の中身としては同じでございますが、その権利義務の關係、税関貨物取扱人は、今回の通関業者の権利義務の關係、従来の法律によりますと必ずしも明確になっておりませんので、私ども社会的なこの仕事をすべき通関業者に対しては、保護もいたさなければならぬ、半面において社会の信頼にこたえるために相当の義務も負担していただく、そういう権利義務の關係を明確にしたこととでございます。それから、従来は免許制度でございました。今回は許可といふことになつておりますが、これ必ずしも免許、許可といふ本質的に違いがあるわけではございませんけれども、今回の許可にあたりましては、許可の基準を一応法律上明確にしたわけでござい

ます。なお、通関士につきましましては、従来の従業員に比へまして、国家試験をやることによりまして相当資質の向上がはかれる。実質的にいへばなものであると思ひます。

○野上元君 通関士の試験をやられることによつて資質の向上をはかるというのはいふまでもなく、そのもと、税関貨物取扱人といふのが発生した動

機は、貿易業者の、輸出入業者のいわば自衛的手段として生まれたものじゃないかといふふうに考へますが、このたびの新しい通関士といふのも、やはりそういう立場に立つたのですか。たとえば通関業者が雇用している通関士といふことになるのですか、それとも別個の人格を持った通関士といふことになるのか、たとえば弁護士のような立場に立つのか、その点ひとつ。会計士とか、あるいは計理士とか、税理士といふようなものになるのか、あくまでも通関業者の雇用の一人なのか、その点はどういふようになっておりますか。

○政府委員(谷川宏君) 原則として通関業者に雇用される立場に立つのが通関士でございますが、国家試験に合格しました通関士自身が、みずから許可を受けて営業するということも排除するものでございせんが、事実上、原則として通関士といふのは通関業者に雇用されて仕事をすることになることになつております。

○野上元君 そうしますと、通関士の身分保障といふのはあくまでも通関業者との雇用契約にある、こういうことになりませんか。そうしますと、この法案の中にも、提案理由の説明等の中にもありますように、通関士が不当な行為を行なうといふようなことが考えられる、その罰則については別につくる、こういうふうに書かれておりますが、通関士のいわゆる相互の人事交流といふようなものを考えられておるか、あるいは雇用契約があくまでも通関業者との間にあるので、やはり一定のところ永久に通関士といふのはあるのか、その点はどういふふうに犯罪防止上考へておられるか、その点はどうですか。

○政府委員(谷川宏君) 原則として雇業者と雇される者との間の契約關係でございまして、相互の間の自由意思によつて移動もなされ、場合によつては固定的に長年継続して雇用されるということにもなると思ひます。ただ、業界のほうからいまのような問題につきまして税関当局にいろいろ申し出がございました場合にきましては、税関当局は業界全体の発展のためにその申し出につき

まして十分聞き入れて、場合によりましては行政指導ということも考えられると思ひますけれども、原則としては、あくまでも当事者間の契約の問題であらうと思ひます。

○野上元君 そうしますと、通関士の身分保障といふのは、通関士が一人いなければ通関業者は通関事務を取り扱つてはならぬ、こういうことになつてゐるので、やめさせることはできない。やめさせれば、たつた一人の通関士をやめさせれば、その通関業務を取り扱うことはできないといふことになるので、また通関士を、試験を合格させてつくらなければならぬ、こういうことになるのです。が、おまねあなた方が考へておられる通関士の数は、一つの業者に何人くらいを置くようにしておくのですか、その点をひとつ聞いておきたい。

○政府委員(谷川宏君) その業態によりましていろいろ違ひと思ひますが、現在七千人前後の従業員があるわけでございまして、平均して申しますと、大体一経営者について十人程度の従業員があるわけでございまして。

試験の合格率の問題でございますが、公認会計士でありますとか、税理士、あるいは不動産鑑定士の合格率は非常に低いわけでございまして、今回の通関士の試験は、私どもの見込みでは、それよりも相当合格率がよろしくなるのではないかとと思ひます。と申しますのは、従来とも税関長のもとにおきまして法律によらない事実上の試験を行なつておるわけでございまして、それは大体七割くらい合格しておりますので、事実上試験に合格する者といひましては、一営業所必ずしも一人だけしか合格しないのではなくて、数人は合格するであらう、いまのような御心配は要らないのじゃないかと、こういうふうに見込んでおります。

○野上元君 いまあなたが御説明になりましたように、現在は、現行法のもとにおきましては、通関業務に携わつておるものは大体七千五百名くらいおる、こういうわけですね。しかし、この人た

ちは今度は試験を受けなければなりませんね。そうすると、これが全部試験に受かるとは限らない。あるいは五千人に減るかもしれないという場合には、明らかに人員が不足することになりますと、通関士の人員、そのために経過措置の三年間というものを設けてあるのですが、三年の間にまた試験を受けさせて人員を補充していく、それまでの間は経過措置として受からなかった者でも旧法に準拠していく、こういう趣旨なんです。その点、どうですか。

して、いままでは香住の税務署管内の納税者は香住の税務署に出かければよかつたわけでございますが、今度豊岡のほうへ一々行かなくてはならぬということになりますと、御不便になりますので、当分の間は五日日には香住の税務署においてになれば、今度廃止した香住のほうへおいでになれば、そこで納税相談ができる。それから、月のうち日をきままして、その日には税務署員が豊岡から香住に出張いたしまして、そこで税務についてのいろいろな仕事を処理する。したがって、^{一々}納税者の方が豊岡までおいでにならなくても済むような措置を講ずる、こういうことにいたしておるのでございます。

たしました。

午前十一時三十一分散会

第十三号中正誤

正

昭和四十二年六月二十八日印刷

昭和四十二年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局